

ロックダウン下におけるインド特許庁への手続期限に関して

2020年5月22日

JETRO ニューデリー

2020年5月18日、インド特許意匠商標総局(O/o CGPDTM、以下「インド特許庁」と称する)は、インド特許庁に係属する案件のうち、2020年3月15日から2020年5月17日までに手数料納付や答弁書提出などの期限が到来するものについて、その期限を2020年6月1日とする旨を公表した¹。

また、2020年5月20日、インド特許庁は、インド特許規則第6条(6)に基づく請願に基づき、手続書類の提出遅延が容認/期間延長されうことを明確にした²。インド特許規則第6条(6)では、本項に例示されたやむを得ない事情がある場合、その状況が収まったときから1月以内に請願を行うことにより、手続書類の提出遅延/期間延長が容認されう旨が規定されている。

なお、上記は2020年5月22日時点の情報であるが、ロックダウン下におけるインド特許庁への手続期限に関しては以下に示すように幾度かの変更がなされており、今後も現地の状況に応じて突如変更されう。このため、関係者におかれては、現地代理人等と密に連絡をとり、最新のインド特許庁の対応を確認したうえで、期限超過等が発生しないよう留意する必要がある。

～これまでの手続期限変更の経緯～

1. 2020年3月25日、インド特許庁は、インド全土が2020年3月25日から21日間のロックダウンに入るという決定を受け、当該期間内に期限が設定されている案件について、その期限をインド特許庁が業務を再開する翌日に変更する旨を公表した³。
2. 2020年5月4日、インド特許庁は、ロックダウン延長の決定を受け、新たに発表されたロックダウン期間中(2020年5月17日まで)に期限が設定されている案件について、その期限を2020年5月18日とする旨を公表した⁴。
3. 2020年5月11日、デリー高裁は、ロックダウン中に期限が到来する知財案件の新

¹http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Public_Notice_dated_18-5-2020.pdf

²<http://www.ipindia.nic.in/newsdetail.htm?687/>

³http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/673_1_Corrigendum_Public_Notice_25032020.pdf

⁴http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/681_1_Public_Notice_dated_4-5-2020.pdf

たな期限を 2020 年 5 月 18 日とインド特許庁が定めたことに対して、この命令を実行することは非常に困難である（仮にロックダウン解除が 5 月 17 日とすると、1 日しか作業時間がない）という実務者の訴えを認め、この命令を保留すべきと判示した⁵。

4. 2020 年 5 月 18 日、上記のデリー高裁の判断を受けて、インド特許庁は、2020 年 3 月 15 日から 2020 年 5 月 17 日までに期限が設定されている案件について、その期限を 2020 年 6 月 1 日とする旨を公表した。

以上

⁵ http://delhihighcourt.nic.in/dhcqrydisp_o.asp?pn=78682&yr=2020